市長公室 人事課

交渉内容 職種区分変更等交渉

交渉日時 平成19年3月1日(木) 9時10分~11時30分

交涉場所 職員会館 大会議室

交渉出席者 当局側 平本人事監 塚原市長公室長

谷口参事 寺島課長 宇野主幹 本城係長

組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計 14 人

4DT 7TT	
概要	 職種区分変更等についての交渉を行った。
	TWIELDS & COLOR CHILDRE
組合側の主張	
	公務災害見舞金の見直しについて
	公務災害見舞金は、公務災害を発生させないという当局の決意を表すものであ
	り、賃金要求等とは性格を異にするものである。
	引き続き実現に向けて努力せよ。今回の問題は、回答内容が履行出来ないとい
	う重大な重みを持った課題である。
	当局回答の精神は生きている。
	労災防止の観点から、疲労回復をどのように図るか。当局が検討している休暇
	制度の見直しは、見舞金の見直しができないのなら現状維持とすべきである。
	変則勤務職場の勤務時間について
	当局案で大筋は合意する。
	指摘職場
	・警備員…5週間に1回15分の超過勤務を前提としてシフトが組まれてい
	る。また、権利行使ができないシフトになっており、人的手立てが
	必要である。早急に整理してもらいたい。超過勤務15分は切り捨
	てにならないよう調整すべき。
	・養護教諭…府教委の動きが出た時点で協議。
	・消防…協議会と消防当局が合意した内容は、追認すべき。
	半日年休及び半日振り替えの考え方は、どうなるのか。
	職種区分の変更について
	・事業課について
	去年から今後の清掃職場の展望について労使間協議をしていくことで労使合
	意していたが、1年間労使協議ができていない。清掃当局はもちろん当局にも
	責任がある。この前提を整理しなければ、採用区分見直しの今回の運用の提起
	(環境衛生技手から運転技師への異動)は議論できない。
	運転体制見直しとは、どのような意味なのか。
	作業技師採用試験要領を見ると(オートマ限定免許可では)、清掃の運転技
	師の採用を考えていないと思わざるを得ない。結論ありきの話ではだめ。
	基本スタンスは、職種区分の変更は07年4月1日としても、異動は全体に
	合わせ来年以降にすべき。
	・確認事項
	職種区分の見直しをリストラに使わない。
	働き甲斐、生きがいを喪失にならないように。
	異動の後は、正職でうめること。
	通常の異動と区別して、本人の希望(同意)による異動とすること。

希望しない場合は異動させないこと。
・その他
08年度の異動に向けて、希望調書の配布時期、過員が発生した場合の取扱い、移動の範囲などについての整理が必要であり、継続交渉課題とする。
運用について合意しなければ来年の4月も異動はできない。
・大枠で4月1日切り替えを確認。

当局の主張

公務災害見舞金の見直しについて
3月議会上程に向けて最後まで努力をしたが、上程は断念した。
変則勤務職場の勤務時間について

一律、定量的な手休めは認められないが、事務効率の向上のためにリフレッシュする意味での休息は職場の判断で取得可能。

午前午後の時間差が30分から45分に変更になるが、半日年休の考え方は従来のとおりとする。振替対象は勤務を要しない日に4時間以上勤務した場合が対象となるが、4時間分の振り替えは、午前、午後どちらに振り替えても可である。

職種区分の変更について

本年4月1日切り替えを実施していきたい。

本人の合意を最大限尊重する。

人材育成の観点から、計画的に異動させることもありうる話である。

運転体制見直しは妥当な表現ではなかった。事業課については、現場ともう一度連携を取って進めていきたい。